

徳 備 第 2 4 1 号  
徳 務 第 5 1 6 号  
徳 生 企 第 4 9 0 号  
徳 刑 企 第 2 2 0 号  
徳 交 企 第 1 5 6 号  
徳 公 第 1 5 6 号  
令和 7 年 11 月 25 日

各 部 課 長  
殿  
各 警 察 署 長  
(回議先 全課長)

保存期間	5 年 (令和13年3月31日まで)
------	-----------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

徳島県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について（通達甲）  
県警察においては、徳島県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について（令和 6 年 12 月 25 日 徳備第 243 号。以下「旧通達」という。）に基づき新型インフルエンザ等の対策を実施しているところであるが、この度、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 10 月 10 日 国家公安委員会・警察庁作成）が改正されたことに伴い、別添のとおり新たに徳島県警察新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、令和 7 年 12 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、前同日をもって廃止する。

## 別添

### 徳島県警察新型インフルエンザ等対策行動計画

#### 第1 計画の目的及び実施に関する基本的な方針

##### 1 計画の目的、構成等

###### (1) 目的

この計画は、病原性が高い新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定された特措法第6条に基づき作成された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府計画」という。）を踏まえ、県警察が、その所掌事務につき、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ定め、治安の維持に必要な警察活動を保持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

###### (2) 構成

この計画の構成は、政府計画の「準備期」に対応するものとして第2「準備期における措置」を、政府計画の「初動期」に対応するものとして第3「初動期における措置」を、政府計画の「対応期」に対応するものとして第4「対応期における措置」を置き、それぞれにおいて県警察が実施する事項を定めるとともに、項目ごとに県本部の主管課を明記した。また、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、特措法の対象ではないが、関連する事案として第5に対策を記載した。

##### 2 実施に関する基本的な方針

(1) この計画の実施に当たっては、各部門及び関係都道府県警察が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の維持に万全を図るとともに、県知事部局等の関係機関との積極的な協力により、政府計画、特措法第7条に基づき作成された徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月21日策定）等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するよう努めるものとする。

(2) 県警察は、この計画の実施状況について、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、時機を逸することなく公安委員会に報告するとともに、公安委員会を的確に補佐するものとする。また、新型インフルエンザ等のパンデミックにより不測の事態が生じた場合においても、公安委員会における意思決定が円滑に行われるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備をしておくものとする。併せて、

公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務を継続するために必要な体制の確保に努めるものとする。

- (3) 新型インフルエンザ等のパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されるところであり、政府計画等についても随時最新の科学的な知見を取り入れ見直すこととされていることから、県警察としては、今後もこうした情勢の変化や政府計画等の改定等に対応して、この計画を適時適切に見直し、必要な修正を加えるものとする。

### 3 新型インフルエンザ等対策委員会の設置

県警察は、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、別に定めるところにより設置する徳島県警察新型インフルエンザ等対策委員会において、各種対策を推進するとともに、必要に応じてこの計画の見直しを検討するものとする。

## 第2 準備期における措置

### 1 実施体制の整備等

#### (1) 対処体制の整備

本部長は、新型インフルエンザ等の発生に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、連絡手段等必要な事項を定め、随時見直しを図るものとする。〔警備課〕

#### (2) 情報の収集・連絡体制の整備

##### ア 情報収集の手段及び方法

本部長は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、警察庁、県知事部局等の関係機関との報告・連絡体制を整備するものとする。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようにするため、窓口担当課、担当者、夜間における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底するものとする。〔警備課〕

##### イ 発生状況の把握と分析

本部長は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、警察庁に速報するとともに、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に共有するものとする。〔警備課〕

#### (3) 業務継続に向けた措置

##### ア 優先順位の高い業務の選別

本部長は、新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中させるなどの措置が講じられるよう、徳島県警察新型インフルエンザ等対策業務継続計画（以下「業務継続計画」

という。)を定めるものとする。[全所属]

イ 仮眠及び一時休憩場所等の庁舎利用

本部長及び署長（以下「本部長等」という。）は、新型インフルエンザ等がまん延し、新型インフルエンザ等の対処に当たる対策要員、応援職員等が仮眠及び一時休憩する場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用の規制について、あらかじめ検討するものとする。[会計課]

ウ 備蓄食料の管理

本部長等は、新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図るものとする。[警備課]

エ 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保

本部長は、新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合に備え、被留置者の食事の入手手段の整備を図るものとする。[留置管理課]

(4) 装備資機材に関する措置

ア 装備資機材の円滑な運用に向けた措置

所属長は、新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、装備資機材の性能及び使用方法について、職員に対する指導・教養を推進するものとする。[全所属]

イ 装備資機材の整備等

本部長等は、職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、部門ごとに、その配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、必要な装備資機材の整備に努めるものとする。[関係所属・会計課]

(5) 情報通信の確保

ア 通信に関する措置

本部長は、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の通信の確保のため、情報通信部と連携した対処体制を整備するものとする。[警備課]

イ 情報管理に関する措置

本部長は、新型インフルエンザ等が国内でまん延した場合においても各種情報管理システムを適切に運用するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。また、警察庁の情報管理システムに係るものについては、情報通信部と連携するものとする。[情報管理課]

(ア) 担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等の推進

(4) 各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについて当該事業者等との連絡体制の整備及び当該事業者等と連携した対処体制の確保

(6) 教養・訓練の実施

本部長等は、感染対策を始めとした新型インフルエンザ等に関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施するほか、県知事部局等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努めるものとする。また、訓練等を通じて課題が判明した場合は、対処要領の必要な修正を行うものとする。[全所属]

(7) 特定接種に向けた準備

本部長は、特措法第28条の規定により行う予防接種（以下「特定接種」という。）が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討するものとする。

なお、特定接種の対象となり得る職員等は、別表第1のとおりである。

[警備課・厚生課]

2 感染対策の準備

(1) 職員の感染対策

ア 職員及びその家族に対する感染対策の周知

本部長等は、感染対策のための基本的措置について、平素から具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族（以下「職員等」という。）に周知するものとする。[厚生課]

イ 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立

本部長は、職員が新型インフルエンザ等の感染者（以下単に「感染者」という。）又はその疑いのある者（以下「感染者等」と総称する。）と濃厚接触した場合及び感染者等と濃厚接触する可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局との連携強化並びに予防投与等に関する情報収集に努めるものとする。[厚生課]

ウ 職員発症時の対応要領の確立

本部長は、あらかじめ、職員等が新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染した疑いがある場合の報告・連絡体制を定めるものとする。また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から、勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した

職員への対応要領を定めるものとする。[厚生課]

(2) 各種警察活動等における感染対策等

ア 留置施設における感染対策等

本部長は、新型インフルエンザ等の発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者の健康診断並びに感染対策の対応方策について定めるとともに、診療を要請する医療機関及び入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定するものとする。[留置管理課]

イ その他の各種警察活動等における感染対策

本部長等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、各種警察活動に際しての感染対策及び警察施設における感染対策に関し、対応要領を確認するなどの必要な準備を行うものとする。[全所属]

(3) 庁舎管理手順の確立

本部長等は、あらかじめ、新型インフルエンザ等の庁舎内での感染対策に必要な庁舎管理の手順を定めるものとする。[会計課・各署]

3 水際対策等に備えた管理者対策等

(1) 水際対策に備えた管理者対策

ア 海空港における管理者対策

本部長等は、海空港における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、平素から海空港の管理者、乗入れ航空会社その他の関係機関(以下「海空港管理者等」という。)との連携を確認・強化するものとする。また、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国から多数の者が入国することによる混乱や不測の事態の発生を防止するため、平素から、海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施するものとする。さらに、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、海空港における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備えるものとする。[公安課・警備課]

イ 検疫所等における管理者対策

本部長等は、検疫所及び停留場所(以下「検疫所等」という。)並びにその周辺における警戒活動の実施に備え、平素から検疫所等の管理者との連携を確認・強化するものとする。また、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴って検疫所等及びその周辺において、混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、

管理者対策を実施するものとする。さらに、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備えるものとする。[公安課・生活安全企画課・警備課]

(2) 医療活動に備えた管理者対策

本部長等は、医療機関及び抗インフルエンザウイルス薬を処方する薬局（以下「医療機関等」という。）における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関等の経営者、施設管理者その他の関係者（以下「医療機関管理者等」という。）との連携を確認・強化するものとする。また、新型インフルエンザ等の発生時に医療機関等において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、医療機関管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施するものとする。さらに、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、医療機関等における警戒活動に当たり機動隊を運用する場合に備えるものとする。[警備課・地域課]

(3) 感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策

本部長等は、感染者の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から海空港管理者等、検疫所等の管理者等との連携を確認・強化するものとする。[公安課]

4 多数死体取扱いに備えた措置

(1) 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

本部長は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立会いに当たる医師及び死体取扱場所を確保するものとする。[捜査第一課]

(2) 多数死体取扱手順の確立

本部長は、新型インフルエンザ等の国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、多数死体取扱訓練を実施するなど多数死体取扱手順を確立するものとする。[捜査第一課]

第3 初動期における措置

1 実施体制等

(1) 対策本部等の設置

ア 県本部

本部長は、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合には、警察庁の対策本部又は対策室及び県知事部局等の関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保

するため、新型インフルエンザ等のまん延状況、海空港、沿岸等の管内状況を勘案し、事態の進展に応じ、徳島県警察新型インフルエンザ等連絡室（別表第2）、徳島県警察新型インフルエンザ等対策室（別表第3）又は徳島県警察新型インフルエンザ等対策本部（別表第4）（以下「対策本部等」と総称する。）を設置するものとする。〔全所属〕

#### イ 各署

対策本部等が設置された場合、署長は、直ちに署内に対策本部等に準じた連絡室、対策室又は対策本部（以下「署対策本部等」という。）を設置し、その体制等を対策本部等の長へ速報するものとする。

なお、署対策本部等の編成は、対策本部等の編成に準じて、各署長が定めるものとする。〔各署〕

#### ウ 招集

本部長等は、対策本部等及び署対策本部等に従事する職員の招集に当たっては、県内において新型インフルエンザ等が未発生である場合もあることから、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応するものとする。〔全所属〕

### (2) 情報の収集・連絡体制の確立

#### ア 発生状況の把握と分析

本部長は、新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、警察庁へ速報するとともに、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に共有するものとする。〔警備課〕

#### イ 休日・夜間における連絡体制の確立

(ア) 休日・夜間における署の当番員又は本部当直員は、新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて対策本部等の担当者を経由して本部長へ速報するものとする。〔全所属〕

(イ) 本部長は速報を受理した場合は、その内容を警察庁へ速報するものとする。〔警備課〕

### (3) 業務継続のための執務体制の確立

本部長等は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、対策本部等の決定を経て、業務継続計画に定められた体制に移行するものとする。〔全所属〕

### (4) 装備資機材の活用

本部長等は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資機材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持

を図るものとする。また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間や地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じて、その補充を図るものとする。[全所属・会計課]

(5) 情報通信の確保

ア 通信の確保

本部長は、情報通信部と連携して、通信の確保に努めるものとする。  
[警備課]

イ 情報管理機能の確保

本部長は、各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保するものとする。また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図るものとする。この場合において、警察庁の情報管理システムに係るものについては、情報通信部と連携して対処するものとする。[情報管理課]

(6) 特定接種の実施

本部長は、特定接種を行うことが決定された場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施するものとする。[厚生課]

2 感染対策

(1) 職員の感染対策

ア 職員等に対する感染対策の周知徹底

本部長等は、職員等に対し、感染対策のための基本的措置の徹底を指導するものとする。また、職員に対しては、テレワークの活用、休暇取得の促進、出勤時の検温の徹底等により、職場における感染防止に配慮するものとする。[厚生課]

イ 発生地域への海外渡航の中止

本部長等は、やむを得ない場合を除き、新型インフルエンザ等の発生国又は地域への、公務での職員の渡航を延期又は中止し、及び公務以外の目的での渡航を延期又は中止するよう、職員に対し要請するものとする。[警務課]

ウ 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与

本部長等は、医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局と相互に協力し、職員が感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たする場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うものとする。[厚生課]

## エ 職員発症時の対応

本部長等は、職員等に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関の速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止するものとする。[厚生課]

## (2) 各種警察活動等における感染対策

### ア 留置施設における感染対策

#### (ア) 留置業務担当者に対する感染対策の周知徹底

本部長は、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、次の措置を講ずるものとする。[留置管理課]

- a 留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等を詳細に聞き取るとともに、捜査部門から感染を疑わせる事情の有無に係る情報を入手する。感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努める。
- b 身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせる。
- c 面会の受付を行う職員には、対応時にマスクを着用させ、面会受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面会人にマスクの着用を求め、その着用を拒否された場合には、留置施設内における感染拡大防止の必要性を説明して理解を求めるなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講ずる。
- d 工事業者等の留置施設に出入りする関係者については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請する。
- e 必要に応じて、運動、入浴又は集中護送の中止を検討する。
- f 発生地域においては、発生状況に応じて、職員及び被留置者に対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせる。

#### (イ) 感染が疑われる場合の報告

本部長は、被留置者又は留置業務担当者が感染者等となった場合には、警察庁へ速報するものとする。[留置管理課]

#### (ウ) 感染者等の隔離及び早期診療

本部長は、被留置者が感染者等となった場合には、第2の2の(2)のアの規定に基づき定めた対応方策に従い、感染者等となった被留置

者の診療、隔離等の措置を講ずるものとする。また、留置業務担当者が感染者等となった場合は、当該担当者に対し、医療機関の速やかな受診を指示し、感染者と診断された場合は治療に専念させるなど、留置業務担当者から被留置者への感染防止に必要な措置を講ずるものとする。[留置管理課]

(エ) 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

本部長は、被留置者又は留置業務担当者が感染者等となった場合には、感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所及び頻繁に接触したと考えられる箇所について必要な消毒を行うものとする。[留置管理課]

(オ) 感染者等との接触者の検診

本部長は、被留置者又は留置業務担当者が感染者等となった場合には、その他の被留置者及び留置業務担当者に健康診断を受診させるものとする。また、感染者等と濃厚接触があった留置業務担当者については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示するものとする。[留置管理課]

イ その他の各種警察活動等における感染対策

本部長等は、発生状況に応じ、各種警察活動に際して、及び警察施設において、必要な感染対策を行うものとする。[全所属]

(3) その他

ア 庁舎管理の手順の周知徹底

本部長等は、庁舎警備担当者に対し、新型インフルエンザ等の庁舎内での感染対策に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応を徹底させるものとする。[会計課]

イ 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供

本部長等は、関係機関・団体に対し、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の感染対策の徹底を図るものとする。[厚生課]

ウ 不特定多数の者が集まる活動の延期又は中止

本部長等は、県警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の者が集まる活動について、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止するものとする。また、関係機関・団体に対して不特定多数の者が集まる活動の自粛を要請するものとする。さらに、これらの措置について情報発信を行い、住民への周知を図るものとする。[全所属]

### 3 水際対策の支援

#### (1) 海空港における警戒活動等

##### ア 海空港における警戒活動

###### (ア) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

本部長等は、初動期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、海空港等の関係機関における自主警備状況及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底するものとする。また、発生国から在外邦人が多数帰国すること、又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告に伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認める場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を実施するものとする。[地域課・公安課・警備課]

###### (イ) 機動隊の運用

本部長は、水際対策に伴い大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図るものとする。[警備課]

##### イ 海空港の周辺における交通規制

本部長等は、海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認める場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を実施したときは、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。[交通規制課]

#### (2) 検疫所等における警戒活動等

##### ア 検疫所等における警戒活動

###### (ア) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

本部長等は、海空港において、発生国から入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行えるよう、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底するものとする。また、警察庁からの指示や検疫所等関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認める場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、警察庁及び県知

事部局等の関係機関と報告、連絡調整等の連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うものとする。[公安課・生活安全企画課・警備課・地域課]

(イ) 機動隊の運用

本部長は、大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行うに当たり機動隊を運用する必要があると認める場合には、感染対策を徹底した上で、機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図るものとする。[警備課]

イ 検疫所等の周辺における交通規制

本部長等は、検疫所等の周辺における交通規制を行う必要があると認める場合には、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。[交通規制課]

(3) 感染者の密入国に対する警戒活動

ア 沿岸警備の強化

本部長等は、船舶を利用した感染者の密入国を防止するため、関係機関との連絡を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化するものとする。[公安課・地域課]

イ 関係機関との情報共有化

本部長等は、密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有化に努めるものとする。[公安課]

ウ 密入国事件取扱時における留意事項

本部長等は、密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、検疫所、入国管理局その他の関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行うものとする。また、検疫を受けていない発生国又は地域からの密入国者を取り扱う際は、感染対策を徹底した上で、業務に当たるものとする。[公安課・地域課]

(4) 検疫体制の縮小に伴う措置

本部長等は、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動を縮小するものとする。[警備課・公安課・地域課・生活安全企画課・交通規制課]

4 医療活動の支援

(1) 医療機関等における警戒活動

ア 医療機関関係者等との連携の強化

本部長等は、医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関管理者等との連携を確認・強化するものとする。[警備課]

イ 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

本部長等は、医療機関等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底するものとする。また、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁からの指示や関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認める場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うものとする。[地域課・警備課]

ウ 機動隊の運用

本部長は、医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図るものとする。[警備課]

(2) 医療機関等の周辺における交通規制

本部長等は、医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認める場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を実施したときは、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。[交通規制課]

(3) 患者等の搬送の支援

本部長等は、医療機関、県知事部局等の関係機関から患者又は検体の搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行うものとする。[交通企画課・地域課・通信指令課]

5 社会秩序の維持

(1) 犯罪の予防一般

ア 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

本部長等は、住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努めるものとする。[情報発信課]

イ 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

本部長等は、新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じ

て発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進するものとする。[情報発信課]

## (2) 各種犯罪の捜査

### ア 関係法令違反の取締り

本部長等は、海空港の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底するものとする。[生活安全企画課]

### イ 混乱に乗じた犯罪の取締り

本部長等は、新型インフルエンザ等の感染拡大に乗じた犯罪に関する情報を収集するとともに、取締りを徹底するものとする。[生活安全企画課・関係所属]

### ウ 混乱時における措置

本部長等は、新型インフルエンザ等の国内におけるまん延、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁への報告・連絡を徹底するとともに、県知事部局等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進するものとする。[警備課・地域課]

## 6 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等

### (1) 住民接種に対する支援

本部長等は、住民接種が行われるときは、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態の防止を図るため、市町村と連携を図り、感染対策を徹底した上で、必要な警戒活動等を実施するものとする。[警備課・地域課・交通規制課]

### (2) 臨時医療施設に対する警戒

本部長等は、知事が特措法第31条の4に規定する臨時の医療施設を設置した場合は、同施設に対して、4に定める措置を講ずるものとする。[警備課・地域課・交通規制課]

## 7 条例の改正等への対応

本部長は、新型インフルエンザ等の発生時に緊急に必要な条例の改正等に適切に対応するものとする、[関係所属]

## 第4 対応期における措置

### 1 実施体制等

本部長等は、第3の1に定める措置を講ずるものとする。また、県内において新型インフルエンザ等が未発生である場合もあることから、緊急時の職員の招集・参集及び事態の対処に当たっては、その状況に応じて柔軟かつ的確に対応するものとする。[全所属]

## 2 感染対策

本部長等は、第3の2に定める措置を講ずるものとする。[全所属]

## 3 水際対策の支援

本部長等は、対応期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合は、第3の3に定める措置を講ずるものとする。[警備課・地域課・交通規制課・公安課・生活安全企画課]

## 4 医療活動の支援

本部長等は、第3の4に定める措置を講ずるものとする。[警備課・地域課・交通規制課・交通企画課・通信指令課]

## 5 多数死体取扱いに当たっての措置

### (1) 多数死体取扱いに当たっての医師、関係機関等との連携

本部長等は、感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たって、医師、関係機関等との緊密な連携を図るものとする。[捜査第一課]

### (2) 多数死体の調査の実施

本部長等は、第2の4の(2)に規定する多数死体取扱手順に基づき死体の調査を実施するものとする。[捜査第一課]

## 6 社会秩序の維持

本部長等は、第3の5に定める措置を講ずるものとする。[情報発信課・生活安全企画課・警備課・地域課]

## 7 新型インフルエンザ等の発生時における措置に対する支援等

本部長等は、第3の6に定める措置を講ずるものとする。[警備課・地域課・交通規制課]

## 8 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等

本部長等は、県内で特措法第31条の6第1項に規定する事態が発生し、知事が事業者等に対して特措法第31条の8の規定に基づく協力要請を行う場合において、知事からこれに関連する警戒活動、広報啓発活動等について協力依頼を受けたときは、県知事部局と調整し、感染対策を徹底した上で、感染状況に応じた警戒活動等を実施するものとする。[警備課・地域課・交通企画課]

## 9 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

### (1) 特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応

本部長は、公安委員会に対して、特措法第38条第1項の規定により読み

替えて適用する特措法第26条の3の規定による特定都道府県知事等からの応援の要求があった場合には、警察庁に報告するとともに、その調整を受けた上で、当該要求を行った都道府県の公安委員会から警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項に規定する援助の要求を受け、これに基づき必要な職員を派遣するものとする。〔全所属〕

(2) 感染を防止するための協力要請等に対する支援

ア 混乱を防止するための警戒活動等

本部長等は、知事が特措法第45条第2項に規定する多数の者が利用する施設に対する使用制限を要請したことに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、当該要請の対象となる施設の管理者等に対して自主警備の強化を促すなど、管理者対策を徹底するとともに、感染状況に応じた警戒活動等を実施するものとする。〔警備課・地域課〕

イ 知事からの協力要請に基づく警戒活動等

本部長等は、知事が特措法第45条第1項の規定に基づき、住民に対して外出自粛要請を行う場合において、知事からこれに関連する警戒活動、広報啓発活動等についての協力依頼を受けたときは、これに的確に対応するものとする。〔警備課・地域課・交通企画課〕

(3) 緊急物資の運送に対する支援

本部長等は、特措法で定める緊急物資の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応するものとする。〔警備課・地域課・交通企画課〕

(4) 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務

本部長等は、特措法により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置について、行政上の権利利益に係る満了日の延長など、権利利益の措置等を講ずる際の運用上の留意事項等について警察庁から指示があった場合は、当該指示に係る事務処理に的確に対応するものとする。〔関係所属〕

10 条例の改正等への対応

本部長は、第3の7に定める措置を講ずるものとする。〔関係所属〕

11 小康状態となった場合の措置

本部長等は、新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合であっても、引き続き感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努めるものとする。また、再度の感染拡大に備え、各種対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、状況に応じて第2及び第3に定める措置を講ずるものとする。〔厚生課・留置管理課・警備課〕

## 第5 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の措置

### 1 目的

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、濃厚接触することにより鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染し、発症する例が見受けられる。鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べて変異しやすいとされており、変異の結果、人に容易に感染する特性を有して新型インフルエンザとなる可能性が高いものであるため、鳥インフルエンザの発生は社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。

このことから、県警察が実施する措置をあらかじめ定め、事案発生時における迅速かつ的確な対処を行うこととし、もって、国民の生命、身体及び財産の安全の確保を図るものとする。

### 2 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

#### (1) これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置

##### ア 警察庁への報告

本部長等は、警察庁及び県知事部局等の関係機関と連携を図り、関連情報を入手した場合には、警察庁に報告するものとする。〔警備課〕

##### イ 海空港における警戒活動

発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することも予想されることから、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要と認められる場合には、海空港における警戒活動を行うものとする。

〔地域課・警備課〕

#### (2) 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

##### ア 対策本部等の設置

本部長は、管轄区域内で鳥インフルエンザの人での発症を確認した場合には、警察庁対策室及び県知事部局等の関係機関との連携を図り、対策本部等を設置する。ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らかである場合は、当該鳥インフルエンザウイルスの病原性・感染力を考慮して、対策本部等の設置を判断するものとする。〔警備課〕

##### イ 新型インフルエンザ等の発生時における措置に準じた対応

本部長等は、第3の1の(2)、同(4)、同(5)、同2の(1)、同(2)、同4の(1)並びに同5の(1)及び(2)に定める対応を行うものとする。

### 3 防疫措置の支援

#### (1) 防疫措置実施地域における警戒活動等

本部長等は、防疫措置（家きんに鳥インフルエンザが発生した場合において、感染の拡大を防止するために都道府県を始めとした関係機関が実施する家きんの殺処分、鳥小屋の消毒その他の措置をいう。以下同じ。）を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から県知事部局等の関係機関との連携を強化する。また、防疫措置が実施される場合において、防疫措置に伴う混乱の発生を防止するため、警察庁に報告するとともに、県知事部局等の関係機関との連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うものとする。[地域課・生活安全企画課・警備課]

(2) 防疫措置実施地域周辺における交通規制

本部長等は、県知事部局等の関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施するものとする。[交通規制課]

別表第1（第2関係）

特定接種の対象となり得る職員等

部門等		対象者	業務等
公安委員会		公安委員会委員長 公安委員会委員	県警察の管理
県本部	対策本部	対策本部要員のうち指定された職員	対策本部業務
	警務部門	看守・護送業務に従事する警察官	看守・護送業務
	生活安全部門	検疫法・感染症法違反の捜査活動に従事する警察官	隔離・停留場所及びその周辺における捜査活動
		広域自動車警ら隊員 鉄道警察隊員 通信指令業務担当者	混乱に乗じて発生が予想される犯罪の予防・取締り等
	刑事部門	検視担当者 機動(現場)鑑識担当者	多数死体取扱い業務
	交通部門	交機隊員 高速隊員	検疫施設等の周辺における交通規制活動
	警備部門	航空隊員 機動隊員	医療施設等の周辺における警戒活動等
署	全部門	全職員	医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動
その他新型インフルエンザ等対策上、特に必要がある者として警察庁警備局長が定める者を含む。			

## 別表第2（第3関係）

## 徳島県警察新型インフルエンザ等連絡室

室長	班別	班長	班員		任 務
警備課長	総括班	災害対策官	警備課員	2名	1 警察庁及び関係機関等との連絡に関する事。 2 新型インフルエンザ等対策委員会の運営に関する事。 3 連絡室の運営に関する事。
	実施班	警備課次長	警備課員	2名	情報収集及び伝達に関する事。

別表第3（第3関係）

## 徳島県警察新型インフルエンザ等対策室

室長等	班 別	班 長	班 員	任 務	
室長 警備部長	総括実施班	(兼)警備課長	警備課員	6名	1 警察庁等への報告・連絡に関する事。 2 関係機関等との連絡調整に関する事。 3 情報収集・集約及び伝達に関する事。 4 警備実施に関する事。 5 新型インフルエンザ等対策委員会の運営に関する事。 6 対策室の運営に関する事。
	水際対策班	公安課長	公安課員	2名	1 感染者等の密入国に関する事。 2 海空港管理者等との連絡調整に関する事。
副室長 警備課長	会 計 班	会計課長	会計課員	1名	装備資機材に関する事。
	警 務 班	警務課長	警務課員	1名	職員の海外渡航に関する事。
	留置管理班	留置管理課長	留置管理課員	1名	被留置者の感染対策に関する事。
	庁舎管理班	施設管理室長	会計課員	1名	県本部庁舎の利用及び管理に関する事。
	厚 生 班	厚生課長	厚生課員	2名	職員等の感染予防に関する事。
	地 域 班	地域課長	地域課員	2名	1 管内の実態把握に関する事。 2 警戒活動に関する事。
	生活安全班	生活安全企画課長	生活安全企画課員	2名	1 関係法令違反事件の取締りに関する事。 2 検疫所等管理者との連絡調整に関する事。
	交 通 班	交通企画課長 交通規制課長	交通企画課員 交通規制課員	1名 2名	1 交通対策に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 交通関係機関との連絡調整に関する事。

別表第4（第3関係）

## 徳島県警察新型インフルエンザ等対策本部

本部長等	班名	班長	班員	任 務
本部長 本部長	総括実施班	警備課長	警備課員 10名	1 警察庁等への報告・連絡に関する事 2 関係機関等との連絡調整に関する事 3 情報収集・集約及び伝達に関する事 4 警備実施に関する事 5 新型インフルエンザ等対策委員会の運営に関する事 6 特別派遣部隊の派遣要求の調整等に関する事 7 対策本部の運営に関する事 8 警察航空機の運用に関する事
	水際対策班	公安課長	公安課員 3名	1 感染者等の密入国に関する事 2 海空港管理者等との連絡調整に関する事
副本部長 警備部長 警務部長	総務班	総務企画課長	総務企画課員 1名	公安委員会に関する事
幕僚 生活安全部長 刑事部長 交通部長 情報通信部長 首席監察官 企画・サイバー警察局長 首席参事官	情報発信班	情報発信課長	情報発信課員 2名	1 広報及び報道対策に関する事 2 警察安全相談に関する事
	会計班	会計課長	会計課員 2名	1 対策本部要員に対する補給に関する事 2 県本部庁舎の利用及び管理に関する事 3 装備資機材及び車両の運用に関する事
	警務班	警務課長	警務課員 3名	1 業務継続の調整に関する事 2 職員の海外渡航に関する事
	留置管理班	留置管理課長	留置管理課員 2名	1 被留置者の感染対策に関する事 2 被留置者に対する補給に関する事
	情報管理班	情報管理課長	情報管理課員 2名	情報管理機能の確保に関する事
	厚生班	厚生課長	厚生課員 3名	1 職員等の感染対策に関する事 2 感染対策の情報提供に関する事
	生活安全班	生活安全企画課長	生活安全企画課員 4名	1 犯罪の予防に関する事 2 関係法令違反事件の取締りに関する事 3 混乱に乗じた犯罪の取締りに関する事 4 検疫所等管理者との連絡調整に関する事
	地域班	地域課長	地域課員 2名	1 管内の実態把握に関する事 2 警戒活動に関する事 3 無線自動車及び警察船の運用に関する事
	通信指令班	通言指令課長	通信指令課員 1名	通信指令の運用に関する事
	検視班	捜査第一課長	捜査第一課員 3名	多数死体の検視に関する事
	交通対策班	交通企画課長	交通企画課員 2名	1 交通対策に関する事 2 患者及び緊急物資の搬送支援に関する事 3 交通関係機関との連絡調整に関する事
	交通規制班	交通規制課長	交通規制課員 2名	交通規制の実施に関する事
	通信班	機動通言課長	機動通信課員 2名 通信施設課員 1名	1 通信の確保に関する事 2 情報管理機能の確保に関する事